

資料 4

環境清掃審議会資料
令和 7 年 3 月 2 4 日
環境部ごみ減量対策課

プラスチック使用製品廃棄物分別回収の区内全域実施について

プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラスチック）分別回収の区内全域実施について、以下のとおり報告します。

1 概要

令和 4 年 4 月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック廃棄物の分別収集、再商品化等が自治体の努力義務とされ、区では令和 6 年 10 月から、大宮 1・2 丁目及び松庵 2 丁目において、これまでの容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの回収（モデル実施）を開始した。その結果、排出者に大きな混乱は見られず、下記回収実績からごみ減量につながることで、及び車両の手配や中間処理施設の受入体制が見込めたことから、当初の計画を前倒しし、令和 8 年度から区内全域で分別回収を実施する。

なお、令和 7 年度は、上記地域においてモデル実施を継続する。

2 モデル実施地区内製品プラスチック回収実績

令和 6 年 11 月に、モデル実施地区を含めた区内 8 地域 11 地点において、家庭ごみ排出状況調査を実施した。併せて、モデル実施開始前後において、プラスチック回収量の計測を行った。

○プラスチック回収量は、両モデル実施地区とも実施後の回収量が増えている。

	実施前	実施後
大宮 1・2 丁目	平均 2, 123 kg/月	平均 2, 395 kg/月
松庵 2 丁目	平均 1, 727 kg/月	平均 2, 040 kg/月

○可燃ごみのプラスチック混入率は、モデル実施地区がその他の地区より低い。

モデル実施地区	13. 58%
モデル実施地区以外の地区	16. 43%

※別紙、「令和 6 年度家庭ごみ排出状況調査」参照

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 9 月以降 町会及び地域へ説明及び協力依頼

令和 8 年 1 月以降 広報及びホームページによる周知

4 月 ごみと資源の分け方・出し方全戸配布、集積所看板修正等
製品プラスチック区内全域回収開始